

維新の会を代表して、議案第 107 号「尼崎市選挙公費条例の一部を改正する条例について」、反対の立場で討論を致します。

この議案は、公費で負担される自動車の借り入れ契約の上限額を 1 日 1 万 5,300 円から 1 万 5,800 円に増額、燃料供給の上限額を 1 日 7,350 円から 7,560 円へと増額しようとするものです。また、ポスター作成費、市長選挙のビラ作成費についても、消費税が 5%から 8%に増税された分を公費負担上限額に反映させるための改定です。

この条例の目的は、資金力が十分でない人についても、選挙に立候補ができ、一定の選挙活動を行えるようにするための制度であり、選挙の公平性を担保する意味でも、条例の意義自体を否定するものではありません。しかし、上限額の引き上げについては、以下 3 点の理由から反対を致します。

反対理由の一つ目は、尼崎市においては現状の公費負担で充足していることです。そもそも、自治体ごとに選挙の公営に関する条例を定めるのは、各地で実情が異なることを考慮して、独自に公費負担上限額を設定できるようにしているからです。財政難などを理由に公費負担を実施していない自治体があるのは、そのためです。根拠とな

る法令が変更されたとしても、本市において増額を妥当とする実情が伴わなければ、条例を変更する必要はありません。

反対理由の二つ目は、公費負担上限額の設定が実際の市場価格から大きく乖離していることです。そのため、実勢価格より水増しした不正請求が全国で次々と判明し、監査請求や返還勧告が出た事例もあります。過去には、公費負担の対象とはなっていない選挙ハガキやチラシの印刷代を潜り込ませてポスター代と一緒に請求していた事例や、燃料代が選挙カーに限定されているにも関わらず、随行車への給油も合算して請求された事例も全国でありました。

このように、公費負担の上限額が高過ぎることで、価格競争のインセンティブが働かなくなり、水増し請求という不正を助長する要因となっていることから、上限額の引上げには賛成できません。

反対理由の三つ目は、選挙の公営に対する納税者の認識が十分でない中で、税金を原資とする公費負担の上限額引き上げは適当とは思えないことです。もちろん、選挙ポスターの掲示板設置、選挙公報の印刷代が公費で賄われていることを認識する納税者は多いと思

ます。しかし、ポスターや選挙カー、さらにガソリン代までもが公費で負担されていることを認識できている納税者は、選挙活動に関わった経験のある人以外はほとんどいないでしょう。

少子高齢化による社会保障費の増大をはじめ、自治体財政がますます厳しくなることが明白な現状において、公費負担の上限をさらに引き上げるという判断は、納税者の理解が得られるものとは思えません。

以上のことから、消費税増税分を考慮した条例改正といえども、不適正な支出、価格競争が働かない支出の一因になっている選挙の公費負担上限額について、個々の地域の実情や市場価格の実態把握をせずに、これ以上引き上げることは適当でないと考え、維新の会として議案 107 号に反対を致します。